

諮 問 第 6 3 1 号
環 水 大 管 発 第 2503042 号
令 和 7 年 3 月 4 日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1- [(1*R*S)-1, 2-ジメチルプロピル]-*N*-エチル-5-メチル-*N*-ピリダジン-4-イル-1*H*-ピラゾール-4-カルボキシアミド (別名ジンプロピリダズ)

(*Z*)-2'-メチルアセトフェノン-4, 6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾン (別名フェリムゾン)

3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3-メチルカルバニラート (別名フェンメディファム)

(別紙2)

アンモニウム = [(3*RS*) - 3-アミノ-3-カルボキシプロピル] メチル
ホスフィナート (別名グルホシネート) 及びナトリウム = [(3*S*) - 3-ア
ミノ-3-カルボキシプロピル] メチルホスフィナート (別名グルホシネート
Pナトリウム塩)

2-クロロ-2', 6'-ジエチル-*N*-(2-プロポキシエチル) アセトア
ニリド (別名プレチラクロール)

プロピル = 3-(ジメチルアミノ) プロピルカルバマート塩酸塩 (別名プロパ
モカルブ塩酸塩)

3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5
-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン (別名ペント
キサゾン)

中環審第1368号
令和7年3月6日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和7年3月4日付け諮問第631号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。